

農林水産政策研究所政策研究基本方針

19政策研452号

平成19年12月20日

一部改定 22政策研第57号

平成22年 5月13日

基本方針策定の趣旨

我が国の農林水産業及び農林水産政策をめぐる情勢は、国際面では、経済のグローバル化の一層の進展、経済連携協定（EPA）の広がり等貿易の大きな枠組みの変化等が見られる一方、中国、インド等の途上国における急速な経済発展、バイオ燃料という農産物の新たな需要の増加等により、世界の農産物需給も大きく変化し不安定さを増している状況にある。

他方、国内面では、農業所得の大幅な減少、農山漁村の活力の低下といった厳しい状況に直面しており、こうした状況を放置すれば、食料自給率の向上や多面的機能の発揮が脅かされ、国民全体が不利益を被るおそれがある。このような状況に対応するため、農業分野において、新たな食料・農業・農村基本計画が平成22年3月に策定され、また、平成22年度から戸別所得補償モデル対策が開始される等、「食」と「地域」の再生を図っていくための施策が推進されている。

農林水産政策に関する総合的な調査及び研究（以下「政策研究」という。）を行うことを目的として設立された農林水産政策研究所（以下「研究所」という。）は、こうした内外の様々な情勢の変化に対応し、今後、一層のスピード感を持って農林水産政策の改革が進められるよう、必要な情報の収集及び情勢の分析を行い、行政部局に提供するとともに、必要に応じて政策の提言を行うことが求められている。

このため、研究所がこれらの要請に応えるために必要な政策研究を機動的かつ的確に進められるよう、農林水産政策研究所政策研究基本方針及び政策研究課題実行計画策定要領（平成19年企画評価課長通知19企第205号。以下「策定要領」という。）に基づき、政策研究を推進するに当たっての基本的考え方、政策研究の推進体制、研究評価の実施方法その他政策研究を効率的・効果的に推進するために必要な事項についての基本方針を定める。

政策研究を推進するに当たっての基本的考え方

- 1 研究所は、政策研究について、農林水産政策上の重要課題や政策展開の方向に的確に対応して進めるものとし、現下の農林水産業及び農林水産政策をめぐる情勢、行政部局からの要請、研究所の専門性、これまでの研究蓄積等を踏まえた上で、次に掲げる重点分野を中心に行う。

食料の安定供給に関する調査及び研究

バイオ燃料の生産動向等を含む世界の食料需給及びアジア、太平洋諸国等における農業貿易等に関する調査及び研究並びに国内のサプライチェーン構築等に関する調査及び研究

戸別所得補償制度等に関する調査及び研究

戸別所得補償制度が地域農業・農村に与える影響等に関する調査及び研究並びにEU、米国等の価格・所得補償政策等に関する調査及び研究

6次産業化等農業・農村の活性化に関する調査及び研究

農業サイドを起点とした加工・流通との一体的な取組等が地域農業・農村に与える影響に関する調査及び研究並びに効果的な農業・農村の活性化に向けた多様な主体との連携モデルの構築等に関する調査及び研究

環境に関する調査及び研究

農業分野における地球温暖化対策等に関する調査及び研究

2 研究所は、次の(1)及び(2)に掲げる2つの類型について、行政部局との十分な連携・調整を図りつつ、重点分野、研究資源及び政策的優先度を考慮の上、策定要領第5条に定められた政策研究課題を毎年度設定するとともに、政策研究課題ごとに政策研究課題実行計画(以下「実行計画」という。)を策定し、学術的にも水準の高い成果を目指して実施する。また、(3)に掲げる類型については、行政部局との十分な連携・調整を図りつつ研究課題を設定し、大学等外部へ公募を行い、委託研究として実施する。

(1) 行政部局の要請に対応した調査及び研究

1の重点分野その他の分野について、政策の企画立案、国際交渉等に必要なものとして行政部局から提案された課題に対する調査及び研究((3)を除く。)

(2) 基盤的・先導的研究

1の重点分野を中心として、農林水産政策に関する政策研究要請に的確に対応するため、次に掲げる研究等、広く農林水産業や農林水産政策をめぐる諸情勢を踏まえ、基礎的事項について、研究所の専門性及び知見を活かし、政策の企画立案を先導していくことを目指して取り組む研究

一歩先の政策展開を見据え、中長期的な政策課題及び将来、政策上の対応が必要となる可能性のある課題に関する研究

政策の企画立案及び国際交渉における提案の理論的裏付けを行うために必要となる諸外国の政策・情勢分析並びに計量モデル及び分析手法の開発・改良

(3) 委託研究

1の重点分野その他の分野について、政策の企画立案、国際交渉等に必要なものとして行政部局から提案された課題等に対する研究のうち、外部の研究者の幅広い知見を活用して研究を行うことが適切と考えられるもの

政策研究の推進体制

1 行政との連携の強化

研究所は、政策研究を行うに当たっては、政策研究成果の第一義的受益者が行政部局であることを踏まえ、行政部局との日常的な意見交換、情報交換、人事交流その他の行政との連携を確保する。

2 人材の養成・確保と外部関係者との連携強化

研究所は、広範な研究ニーズに対応し、研究者の資質向上を図るため、必要な人材の養成・確保を図るとともに、独立行政法人等の試験研究機関、大学、国際機関等との研究員の交流・共同研究を積極的に行い、開かれた環境において充実した政策研究を実施する。

また、外部研究機関との人事交流を活用するとともに、必要に応じ、大学等外部の研究者を客員研究員として招聘し、政策研究を実施する。

加えて、より有効な政策の企画・立案を行うために、政策の対象者や関係者との連携も強化する。

3 政策研究課題に応じた機動的・効果的な研究体制の構築

農林水産政策研究所長（以下「研究所長」という。）は、設定された政策研究課題に機動的かつ的確な対応ができるよう、次に掲げる研究体制を構築する。

なお、の2の(3)の研究にあつては、研究所長は、研究課題の実施者と連携して進行管理等を行う体制を構築する。

- (1) 研究所長は、重点分野を踏まえて設定された政策研究課題について、一定のまとまりごとに研究領域を設定する。また、領域ごとに、当該領域に係る政策研究課題の進行管理の責任者として領域長を置く。
- (2) 研究所長は、政策研究課題ごとに、専門性を有する等当該研究課題の研究にふさわしい研究員を選定し、チームを編成する。また、チームごとに、当該政策研究の遂行に責任を持つチーム長を置く。
- (3) 領域長は、その領域に属する政策研究課題が、実行計画に従って着実に進行され、十分な成果が上げられるよう、常にその領域に属する研究員の研究業務と政策研究課題の進行状況を把握し、必要に応じてチーム長等に対し指導・助言を行うことにより、適切な進行管理を行う。また、の2に規定する政策研究の成果の情報発信について、計画を立案し、その実施の進行管理を行う。
- (4) チーム長は、領域長の指導の下、行政部局との密接な連携を図りつつ、担当する政策研究課題が十分な成果を上げられるよう、チーム員を指導・管理する。

- (5) 研究所長は、チームごとの政策研究課題の進捗状況を定期的に把握し、当該研究課題に係る状況の変化等に応じて、適時適切に実行計画やチーム編成の見直しを行う。

政策研究成果の活用促進及び情報発信

- 1 研究所は、政策研究の成果について、政策の企画立案に資するよう、研究途中の段階を含め、広く関係行政部局へ適時適切に提供する。
- 2 研究所は、政策研究の成果その他の研究関連情報について、農林水産政策関係者及び広く国民に対して、多様な方法により、分かりやすい形で積極的な情報発信に努める。

研究評価の実施方法

1 課題評価

研究所は、政策研究課題とその成果について、外部の専門家、有識者等による外部評価を受け、その評価結果を公表するとともに、次年度以降の実行計画策定に反映させる。また、行政部局からの提案により実施した政策研究課題とその成果については、行政関連部局からの評価も受け、外部評価結果と併せて、次年度以降の実行計画策定に反映させる。

なお、 の 2 の (3) の研究にあっては、上記に準じて、研究の実施 2 年度目及び終了後に評価を行う。

2 機関評価

研究所は、毎年度、第三者を委員とする評価委員会により、機関運営及び政策研究の実施についての評価を受け、評価結果を研究所の組織・業務等の改善に反映させる。